

## 伊勢原市地域育児センター事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における子育て家庭の養育ニーズを受け止め、在宅育児の安定・充実と児童虐待の予防を図るため、保育所の専門的機能を活用して、地域の子育て支援を行う地域育児センター（以下「センター」という。）の活動を支援し、児童の福祉の増進を図ることについて必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 センターの実施主体は、民間の認可保育所を設置及び運営する社会福祉法人等とする。

(事業の内容)

第3条 センターにおいては、通常の育児相談等に加えて、地域の実状に合わせて次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 在宅育児支援事業
- (2) 相談機能強化事業
- (3) 地域家庭登録型支援事業
- (4) 三世代交流型支援事業

2 前項各号に掲げる事業の内容は、別表のとおりとする。

(運営)

第4条 センターの運営方法は、次のとおりとする。

- (1) 本事業は、保育所の専門的機能を活用して行うものであるが、保育所入所児童の処遇に支障をきたすことのないよう行わなければならない。
- (2) 施設長は、子育て支援センターとの協力関係を保つよう努めるものとする。また、保健福祉事務所、児童相談所、福祉事務所、(主任)児童委員等関係機関との連携をとるものとする。

(賠償責任保険の加入)

第5条 施設長は、各事業の実施により事故等が発生し損害賠償責任が生じた場合の当該賠償金の補填を目的としたセンターに係る施設賠償責任保険（民間社会福祉施設賠償責任保険の上乗せ保険とする。）として、予め補填限度額1,700万円以上の保険に加入しなければならない。

(書類の整備及び保存)

第6条 施設長は、当該事業に関する書類を整備し、かつ、収入及び支出についての証拠書類を整理保存し、当該事業完了後5年間保存しなければならない。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 第3条第1項第2号の事業は、平成16年度に限り、神奈川県指定したセンターで実施するものとする。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成24年7月27日告示第134号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市地域育児センター事業実施要綱の規定は、平成24年4月1日から適用する。

別表(第3条関係)

事業名	内 容	事業対象経費
在宅育児支援事業	地域の子育て家庭同士の交流、相互の情報交換の場の提供等を企画実施する。	事業実施に必要な次の経費
相談機能強化事業	臨床心理士等の専門家の派遣を受け、育児相談にあたる保育所職員が専門家の視点からのアドバイスを受けたり、育児不安の特に強い地域の子育て家庭の保護者への専門的な相談を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料作成費</li> <li>・消耗品費</li> <li>・講師謝礼</li> <li>・交通費</li> <li>・広報費</li> </ul>
地域家庭登録型支援事業	妊娠中または出産前後から身近な保育所に会員登録することにより、保育所の専門的機能を生かした育児相談や育児教室、親子教室などの支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業参加者の保険料</li> <li>・会場使用料</li> <li>・その他事業に必要なと認められる経費（人件費及び食料費は除く）</li> </ul>
三世代交流型支援事業	保育所において、地域の元気高齢者と地域の親子の三世代交流により、生きた育児の知恵の伝達と保護者の負担解消を図る事業を実施する。	